

令和6年度 島原市奨学金奨学生のしおり

貸付型奨学金

島原市教育委員会 教育総務課
〒859-1492 島原市有明町大三東戊 1327 番地
TEL：(0957)68-1111 内線：620・621・622
直通：(0957)68-5471 FAX：(0957)68-5480

島原市は、向学心があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な方に対して、奨学金の貸付を行い、有為な人材を育成しています。

1 貸付型奨学金の貸付対象学校

- (1) 高等学校
 - (2) 中等教育学校（後期課程）
 - (3) 特別支援学校（高等部）
 - (4) 高等専門学校
 - (5) 大学（※大学院を除く）
 - (6) 短期大学
 - (7) 専修学校（一般課程を除く）
- （注）通信教育は対象となりません。

2 貸付型奨学金の出願資格

次の各号のすべてに該当することが必要です。

- (1) 本人又は法定代理人が本市に住所を有し、市税の滞納がない者
- (2) 高校等又は大学等に在学している者
- (3) 経済的理由により修学が困難である者
- (4) 学業成績が良好で、品行方正である者（※ただし、審議委員会の審議を経て教育委員会が特に必要と認める場合を除く）

3 併願・併給

- (1) 島原市の「貸付型奨学金」と「ふるさとにもどってこんね奨学金」の

併願 はできますが、併給 はできません。

(2) 日本学生支援機構・長崎県育英会など他の奨学金との併願・併給は可能です。

4 貸付型奨学金の内容

(1) 貸付

貸付は無利子です。

①奨学金の貸付額

次の表のとおりです。

貸付対象学校	貸付月額	貸付期間
高等学校 専修学校（高等課程） 中等教育学校（後期課程） 特別支援学校（高等部）	月額 15,000円	正規の修業年限
大学 短期大学 専修学校（専門課程） 高等専門学校	月額 25,000円	正規の修業年限

(注意) 正当な理由がなく休学したり、留年等の学業成績が不良となった場合は、資格停止
または取り消しになることがあります

②奨学金の交付

奨学金は、毎年4月、7月、10月、1月の年4回に分けて交付します。

ただし、初年度の第1回目の交付は、4月から9月分までの6ヶ月分をまとめて9月中旬に交付します。

奨学金の交付は、奨学生名義の受取指定口座へ直接振り込みます。

(2) 償還（無利子）

貸付を受けた奨学金は、卒業後の翌月から起算して6か月を経過した後、償還（返済）が開始となります。

月賦または半年賦のいずれかの方法により、貸付を受けた期間の2倍の期間以内に全額償還していただきます。

5 出願手続き

(1) 願書の受付期間・提出先

進学する学校に**入学後**、

令和6年6月1日(土曜日)から6月21日(金曜日)まで

(注) 期限を厳守してください。 郵送の場合は6月21日必着

① 高校生 志願者

高等学校の奨学生希望者は、在学する高校が指示する期日までに、各高校へ提出してください。

② 大学生(専門学校等) 志願者

高等学校以外の奨学生希望者は、下記1から7までの必要書類を全て揃え、受付期間内に島原市教育委員会 教育総務課へ提出してください。

(2) 提出書類

	必要書類	交付場所または書く人	備考
1	奨学生願書 【様式第1号】	志願者本人 (連帯保証人の署名も必要です)	→5頁をご覧ください。
2	住民票謄本 (世帯員全員)	市役所 本庁 市民窓口サービス課、 有明支所(戸籍・税務窓口)、三会出張所	転出した出願者や修学者の住民票は取り寄せなくて結構です。(戸籍謄本と間違えないようにしてください) →6頁をご覧ください。
3	所得証明書 (世帯員全員) ※令和5年中分	市役所 本庁 税務課、市民窓口サービス課 有明支所(戸籍・税務窓口)、三会出張所 ※今年、島原市へ転入された方は、 令和6年1月1日現在の住所地市町村 税務課	→6頁をご覧ください。 ※島原市の令和5年中分の所得証明書は、令和6年6月中旬頃から発行可能になる予定です。
4	市税の納税証明書 (世帯員全員) 【様式第3号】	市役所 本庁 税務課 有明支所(戸籍・税務窓口) ※この証明については、上記の場所のみでの発行となります。	未納があれば、証明ができません場合がありますので、ご注意ください。 →6頁をご覧ください。
5	同意書 (申請者と住民票を同一にする者全員)	申請者(二世帯主)	→6頁をご覧ください。
6	学校長の奨学生推薦調書 【様式第2号】	(高校生) ・在学する高校へ依頼 (高校生以外) ・1年生は、すべて出身高校へ依頼 ・2年生以降は、すべて在学する学校へ依頼	学校から封書で提出されますので、開封せずそのまま提出してください →6~7頁をご覧ください。

7	学業成績証明書 【任意様式】	学校（高校もしくは大学）へ依頼	<u>学校から封書で提出されますので、開封せずそのまま提出してください。</u> 様式は任意ですが、在学校長又は出身校長の証明が必要です。 →6～7頁をご覧ください。
---	---------------------------------	-----------------	---

(注意) ふるさとにもどってこね奨学金を併願される場合は、上記の2から7は、1通で結構です。
 提出された書類は、お返しできません。

6 選考

提出された願書及びその他の書類を参考に、奨学生審議委員会で審議し、教育委員会が決定します。

7 審査結果の通知

令和6年8月上旬を目途に、出願者全員に文書で通知します。

8 採用内定後の手続き

- (1) 採用内定となった方には、令和6年8月中旬から下旬に誓約書等の必要書類を教育委員会に提出していただきます。
- (2) 誓約書提出時に奨学生決定通知書授与と奨学生への説明を教育委員会で行いますので、本人及び第一連帯保証人並びに第二連帯保証人の3者揃ってご出席ください。

9 連帯保証人について

- (1) 第一連帯保証人は、本人の父母、兄弟、またはこれに代わる者です。
- (2) 次の要件を満たす第二連帯保証人が必要となります。

第二連帯保証人は、65歳未満で収入がある保護者以外の者

(原則として、島原市内に住民票を有する者)

10 その他

本奨学金については、予約型奨学金（高校在学中に次の進学先で奨学金を借りるということ
をあらかじめ予約しておき、決定してから正式に申し込む奨学金）ではなく、申請年度の修
学に対して奨学金を貸し付けるものです。

(例) 令和6年度において高校3年生の場合

高校3年生時の1年間の修学に対して奨学金を貸し付けます。次の進学先(大学等)で奨学金を借りたい場合は、その翌年度(令和7年度)に申請が必要となります。

出願手続にあたっての提出書類の注意事項

【1 奨学生願書】

① 奨学生願書は、選考するときの重要な書類です。

事実をありのままに具体的に詳しく記入してください。

もし、事実と異なったことを書かれた場合は、選考から除外することもあります。

② 本人の住所は、申請時に現に居住している住所を記入してください。

③ 在学学校名は、現に在学する学校名を記入し、必ず修学年限等を記入してください。

④ 「同一生計の家族」欄は、生計を同じくする者全員を記入し、必要事項を記入してください。

⑤ 「就学者を除く家族」・「就学者」欄は、学校に在学している者(就学者)とそうでない者に区分して、必要事項を記入してください。

⑥ 「他奨学金申込み等の状況」欄は、他の奨学金を受けている場合・出願中の場合は、その旨を記入してください。

⑦ 「本人氏名」・「第一連帯保証人氏名」の欄は、必ず本人が自署してください。また、本人及び第一連帯保証人の印鑑(認め可)は、それぞれ別のものを使用してください。

⑧ 第一連帯保証人は、本人の父母、兄弟、またはこれに代わる者です。

⑨ 「奨学金を希望する理由」欄は、奨学金を希望するに至った家庭事情や、その他特に説明を要することを詳しく記入してください。

【2 住民票謄本】

- (1) 世帯全員の写しで、続柄の記載のあるもの。

【3 所得証明書】

- (1) 願書の「同一生計の家族」欄に記載された生計を同じくする者のうち、収入のある者全員について、前年（令和5年中）の所得証明を受けてください。
- (2) 令和6年6月中旬以降でない所得証明がとれませんのでご注意ください。
- なお、発行開始日については、担当課へ直接お問い合わせください。

(注) 今年（令和6年）、島原市へ転入された方は、令和6年1月1日現在の住所地の市町村税務課で前年（令和5年中）の所得証明を受けてください。

【4 市税の納税証明書】

- (1) 願書の「同一生計の家族」欄に記載された生計を同じくする者全員の市税（国民健康保険税を含む）の滞納がないことの証明を、所定の証明願いにより証明を受けてください。
- ※ 市税に未納があれば、証明がとれませんのでご注意ください。
- (2) 市税に未納はないが、申請時期の関係で納税証明書がとれない場合は、後日、税担当部署へ納付状況を照会しますので、必ず同意書もご提出ください。

【5 同意書】

教育委員会において、納税状況等を開覧、また官公署に対し必要な資料の提供を求める場合の同意書となりますので、ご記入の上、必ずご提出ください。

【6 奨学生推薦調書】

【7 学業成績証明書】

※作成は、学校にお願いしてください。

- (1) 「奨学生推薦調書」の学校名は、新入生の方は進学した学校名を記入し、学年は1年と記入してください
- (2) 「奨学生推薦調書」は、学校で「学力評価」欄も記載していただきますが、5段階による評価または学内試験点数がわかる学業成績証明書も併せて提出してください。

様式は任意ですが、在学校長又は出身校長の証明が必要です。

「奨学生推薦調書」の提出については、学校から封書により渡されたら、開封することなく封書のまま提出してください。

- (3) 島原市の「貸付型奨学金」と「ふるさとにもどってこねね奨学金」を併願される場合、奨学生推薦調書1通を提出してください。

◇高校生 志願者

- (1) 高校生志願者については、在学している高校に対して、作成を依頼してください。

- (2) 「学力評価」の欄

① 1年次

中学校1年から3年までの最終学年の学習成績の評定を全教科について、平均した値を5段階評価により算出し、記入してください。

② 2年次以上

申込時までの高等学校等の学習成績の評定を全履修科目について、平均した値を5段階評価により算出し記入してください。

- (3) 「人物評価」の欄

申込時の評価点を5段階評価で記入してください。

◇大学生（専門学校等） 志願者

- (1) 大学生（専門学校等）の志願者については、新入学1年生の場合は出身高校に対して、「奨学生推薦調書」の作成を依頼してください。

他の学年の方は、現在、在学中の学校に対して、「奨学生推薦調書」の作成を依頼してください。

- (2) 「学力評価」の欄

① 1年次

高等学校1年から3年までの評価を全履修科目について、平均した値を5段階評価により算出し記入してください。

② 2年次以上

申込時までの大学等の学習成績の評定を全履修科目について、平均した値を5段階評価で算出し記入してください。

(3) 「人物評価」の欄

申込時の評価点を5段階評価で記入してください。